

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十二年六月三十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第四十六号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成二十二年佐賀県条例第二十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の申請手続)

第二条 条例第三条第一項の規定による課税免除を受けようとする者は、次の表の上欄に掲げる税目について、同表の中欄に掲げる課税免除の申請期限までに、同表の下欄に掲げる課税免除申請書を課税地を所管する県税事務所の長(法人の事業税及び固定資産税にあつては、佐賀県税事務所長。以下「県税事務所長」という。)に提出しなければならない。

税目	課税免除の申請期限	課税免除申請書
事業税	法人にあつては地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第七十二条の二十五第一項、第二項(同条第六項及び法第七十二条の二十八第二項において準用する法第七十二条の二十五第六項において準用する法第七十二項を含む。)、第三項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。)、第四項(法第七十二条の二十五第七項及び第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに同項において準用する法第七十二条の二十五第七項において準用する法第七十二条の二十五第五項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。))若しくは第五項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。)、第七十二条の二十八第一項、第七十二条の二十九第一項、	事業税の課税免除申請書(様式第一号)

	<p>第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十一第一項又は第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあつては佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）第五十三条第一項の規定により申告書を提出すべき日</p>	
<p>不動産取得税</p>	<p>法人にあつては法第七十一条の二十五第一項、第二項（同条第六項及び法七十二條の二十八第二項において準用する場合並びに同項において準用する法七十二條の二十五第六項において準用する場合を含む。）、第三項（法七十二條の二十八第二項において準用する場合を含む。）、第四項（法七十二條の二十五第七項及び第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに同項において準用する法七十二條の二十五第七項において準用する場合を含む。）若しくは第五項（法七十二條の二十八第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十八第一項、第七十二条の二十九第一項、第七十二条の三十一第一項、第七十二条の三十一第一項又は第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定により不動産を取得した日を含む事業年度分に係る法人の事業税の申告書を提出すべき日、個人にあつては佐賀県税条例第五十三条第一項の規定により不動産を取得した日を含む年分に係る個人の事業税の申告書を提出すべき日</p>	<p>不動産取得税の課税免除申請書 （様式第二号）</p>
<p>固定資産税</p>	<p>法第七百四十五条第一項において準用する法第三百八十三条の規定により申告書を提出すべき日</p>	<p>固定資産税の課税免除申請書 （様式第三号）</p>

（課税免除の措置）

第三条 県税事務所長は、前条に規定する課税免除申請書を受理したときは、

審査のうえ処分を決定し、その旨を当該課税免除申請書を提出した者に通知するものとする。

(規則で定める法令)

第四条 条例第五条第一号に規定する規則で定める公害防止に関する法令は、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)、悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)、振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)及びダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)とする。

(補則)

第五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成二十二年四月一日から適用する。

3

(過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の廃止等)

2 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十二年佐賀県規則第九十六号)は、廃止する。

3 条例附則第三項に規定する課税の免除については、前項の規定による廃止前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定の例による。

(申請期限の特例)

4 平成二十二年四月一日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三十日を経過する日までの間に第二条に規定する課税免除の申請期限が到来する事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の申請期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日を経過する日とする。

様式第1号(第2条関係)

事業税の課税免除申請書

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 住所 { 法人にあっては、所在地 }
 氏名 { 法人にあっては、名称及
 び代表者の氏名 }

印

この申請について応答する者 電話 局 番
 氏名

過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成22年佐賀県条例第22号)第3条の規定による事業税の課税免除を次のとおり申請します。

1 課税免除を受けようとする事業所	所在地	
	名称	
	過疎地域の公示日	年 月 日
	事業の種類(内容)	
	操業等開始年月日	年 月 日
	新設又は増設の別	新 設 ・ 増 設
2 新設又は増設をした特別償却設備(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額		円
3 所得税又は法人税の青色申告書の提出の有無		有 ・ 無
4 畜産業又は水産業を行う個人に係る労働日数	事業主及び同居の親族の労働日数 (イ)	日
	(イ)以外の雇用者の労働日数 (ロ)	日
	延べ労働日数(イ)+(ロ) (ハ)	日
	(イ)の(ハ)に対する割合 (イ)/(ハ)	

5 課税 免除を 受けよ うとす る事業 税	区 分	法 人	個 人
	事業年度又は年	・ ・ から ・ ・ まで	年
	申告又は決定の区分	確 定・修 正・更 正	
	本県分の課税標準額	千円	千円
	課税免除の対象となる課税標準額	千円	千円
	課税免除の税額	円	円

注 1 この申請書は、2部提出してください。

2 製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業に係る課税免除を申請するときは、次の書類を2部ずつ添付してください。ただし、(1)、(2)及び(6)から(9)までは、先に事業税の課税免除申請書又は不動産取得税の課税免除申請書を提出した際に添付した書類に内容の変更がないときは、添付する必要はありません。

(1) 新設又は増設をした特別償却設備の取得価額等の明細書

(2) 年次別増加生産高調（製造の事業以外は、不要です。）

(3) 事業税課税免除額明細書

(4) 事業税課税免除の比率に関する調

(5) 従業者名簿

(6) 簡単な事業所全体の平面見取図（当該見取図中に公示の日以後の土地及び建物の取得の部分並びにその取得年月日並びに建物を事業の用に供した日を明示してください。）及び新設又は増設をした特別償却設備の配置見取図

(7) 直近前1年間の事業報告書（株主総会提出のもの等）又は貸借対照表及び損益計算書

(8) 確定申告書及び法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16の(2)の写し

(9) 特別償却をしなかった場合は、その理由書

3 この申請書は、事業税の申告書の提出期限までに提出してください。

様式第2号(第2条関係)

不動産取得税の課税免除申請書

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 住所 { 法人にあっては、所在地 }
 氏名 { 法人にあっては、名称及 }
 { び代表者の氏名 }

印

この申請について応答する者 電話 局 番
 氏名

過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成22年佐賀県条例第22号)第3条の規定による不動産取得税の課税免除を次のとおり申請します。

1 課税免除を受けようとする事業所	所在地			
	名称			
	過疎地域の公示日	年 月 日		
	事業の種類(内容)			
	操業等開始年月日	年 月 日		
	新設又は増設の別	新 設 ・ 増 設		
	事業年度又は年	・ ・ から ・ ・ まで		
2 新設又は増設をした特別償却設備(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額				
	円			
3 所得税又は法人税の青色申告書の提出の有無	有 ・ 無			
4 工場用の建物内における生産工程と密接不可分な生産工程を組成する屋外の特別償却設備、法令の規定により設置が義務付けられている構築物等	設備等の名称	敷地面積	着手年月日	取得年月日
		m ²	・ ・	・ ・
			・ ・	・ ・
			・ ・	・ ・
	計		/	/

5 土 地	所在	地番	地目	地積	取得 年月日	固定資産課税 台帳登録価額	課税 標準額	税率	税額	
				m ²	・	円	千円	$\frac{\quad}{100}$	円	
					・			$\frac{\quad}{100}$		
					・			$\frac{\quad}{100}$		
	計							$\frac{\quad}{100}$		
6	取得した土地の うち課税免除を受 けようとする土地			地積(イ)	1m ² 当たり 価額(ロ)	課税標準額 (イ)×(ロ)		税率	税額	
				m ²	円	千円		$\frac{\quad}{100}$	円	
7 家 屋	種類 (用途)	構造	建床 面積	延床 面積	着手 年月日	取得 年月日	取得 価額	課税 標準額	税率	税額
			m ²	m ²	・	・	千円	千円	$\frac{\quad}{100}$	円
					・	・			$\frac{\quad}{100}$	
					・	・			$\frac{\quad}{100}$	
	計								$\frac{\quad}{100}$	

注 1 この申請書は、2部提出してください。

2 この申請書には、次の書類を2部ずつ添付してください。ただし、先に事業税の課税免除申請書を提出した際に添付した書類に内容の変更がないときは、添付する必要はありません。

- (1) 新設又は増設をした特別償却設備の取得価額等の明細書
- (2) 年次別増加生産高調（製造の事業以外は、不要です。）
- (3) 簡単な事業所全体の平面見取図（当該見取図中に公示の日以後の土地及び建物の取得の部分並びにその取得年月日並びに建物を事業の用に供した日を明示してください。）及び新設又は増設をした特別償却設備の配置見取図
- (4) 直近前1年間の事業報告書（株主総会提出のもの等）又は貸借対照表及び損益計算書
- (5) 確定申告書及び法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16の(2)の写し
- (6) 特別償却をしなかった場合は、その理由書

3 この申請書は、事業税の申告書の提出期限までに提出してください。

様式第3号(第2条関係)

固定資産税の課税免除申請書

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 住所〔法人にあつては、所在地〕

氏名〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

印

この申請について応答する者 電話 局 番

氏名

過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成22年佐賀県条例第22号)第3条の規定による固定資産税の課税免除を次のとおり申請します。

1 課税免除を受けようとする事業所	所在地		
	名称		
	過疎地域の公示日	年 月 日	
	事業の種類(内容)		
	操業等開始年月日	年 月 日	
	新設又は増設の別	新 設 ・ 増 設	
	事業年度又は年	・ ・ から ・ ・ まで	
2 新設又は増設をした特別償却設備(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額			円
3 所得税又は法人税の青色申告書の提出の有無	有 ・ 無		
償却資産の決定価額(イ)	円	課税免除の対象となる機械及び装置の評価額(ニ)	円
市町の課税限度額(ロ)	千円	県が課税を免除する課税標準額(ニ) = $\frac{(ハ)}{(イ)}$ (ホ)	千円

県が課する固定資産 税の課税標準額 (イ) - (ロ) (ハ)	千円	税率 (ヘ)	
		課税免除額 (ホ) × (ヘ)	円

- 注 1 この申請書は、2部提出してください。
- 2 この申請書には、初年度に限り、次の書類を2部ずつ添付してください。
- (1) 新設又は増設をした特別償却設備の取得価額等の明細書
 - (2) 年次別増加生産高調（製造の事業以外は、不要です。）
 - (3) 簡単な事業所全体の平面見取図
 - (4) 直近前1年間の事業報告書（株主総会提出のもの等）又は貸借対照表及び損益計算書
 - (5) 確定申告書及び法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16の(2)の写し
 - (6) 特別償却をしなかった場合は、その理由書
- 3 この申請書は、固定資産税の申告書の提出期限までに提出してください。